

## 令和4年度（2022年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務

### 公募型プロポーザル方式実施要領

#### 1. 業務目的

豊中市（以下「市」という。）ではこれまで「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジマイナス70プラン）」（以下、「地域計画」という。）に基づき、地球温暖化対策を進めている。また、吹田市との「気候非常事態共同宣言」において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取組みを進めることを表明した。

現在、「地域計画」の見直しを行い、2050年に1990年度比で70%削減としていたこれまでの目標を、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に変更することや新たな施策の実施を検討している。

本業務は、家庭部門における温室効果ガス排出量を抑制するため、市民のライフスタイルを再考していただく機会とし、行動変容を促すことを目的に実施するものである。

#### 2. 業務概要

##### 業務名称

令和4年度（2022年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務

##### (1) 業務内容

令和4年度（2022年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務仕様書を参照

##### (2) 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

##### (3) 予定額

委託料の上限は、4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 公募日において、入札参加資格を有していること。

(3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本業務と同等の市民向け地球温暖化対策事業業務又はそれに類する業務を完了した実績があること。
- (10) 本業務において、総括責任者及び複数名の担当者をそれぞれ配置し得ること。ただし、本業務の応募書類の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (11) 本業務において、総括責任者に本業務と同等の市民向け地球温暖化対策事業業務又はそれに類する業務を完了した実績があること

#### 4. 選定方法

##### (1) 審査方法

- ✓ 書類による審査を行う。

- ✓ 審査は、市職員で構成される審査委員会において行う。
- ✓ 審査委員会は、提出書類に基づき質問書を作成し、提案者はこれに書面により返答を行う。書類審査は提出書類と質問書への返答内容を踏まえ、審査基準に基づき審査し、各審査員の合計得点の最も高い参加者を第一優先交渉権者とする。
- ✓ 第一優先交渉権者と仕様について協議し契約を締結する。これと締結に至らなかった場合は、次点の参加者を交渉権者とする可とする。

## (2) 審査項目

審査項目	配分点数	評価ポイント
業務実績・体制	25 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者の業務実績</li> <li>・業務への取組体制</li> <li>・予定責任者・担当者の専門技術力並びに専任性</li> </ul>
企画力/分析力	55 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針と市の施策の整合性</li> <li>・提案の具体性</li> <li>・本業務の課題分析</li> <li>・仕様書に記載のない業務の企画力</li> </ul>
構成力	10 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書等の作成能力</li> </ul>
業務見積	10 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済性</li> </ul>
処分歴等	マイナス評点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募日から過去3年以内の処分歴等</li> </ul>

## (3) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年（2022年）3月上旬に郵便で発送する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

## (4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等で公表する。

## 5. 日程

実施要領等の公表	2月1日（火）
質問事項の締切	2月7日（月）17時まで（必着）

質問事項への回答	2月11日（金）
企画提案書の提出期限	2月18日（金）
書類審査の質問書送付	2月24日（木）
質問書の返答の提出期限	3月3日（木）
審査結果の通知予定日	3月中旬予定
委託契約の締結予定日	3月下旬予定

※いずれも令和4年（2022年）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

## 6. 参加手続き等

### (1) 募集要項の公表

日時：令和4年（2022）年2月1日

場所：市ホームページ

### (2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和4年（2022年）2月7日（月）17時必着

受付方法：「質問書（様式7）」をメールにて事務局あてに提出

（提出先アドレス：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp）

回答日時：令和4年（2022年）2月11日（金）

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載  
個別に回答は行わない。

### (3) 提案書の提出

提出日時：令和4年（2022年）2月18日（金）17時必着

提出方法：「7. 応募書類」に記載のとおり

### (4) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

## 7. 応募書類

以下の(1.～(5.の印刷物を1部とデータをすること。

- ✓ 印刷物はA4判縦型又はA3判片袖折りクリップ等で止めて提出
- ✓ データは提出者名(社印・個人名含む)を削除し、CD-Rに保存して提出

(1) 参加表明書(様式1)

(2) 企画提案書(任意様式)

- ✓ 企画提案書のサイズはA4判とする。
- ✓ イラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。(A4判サイズ両面10枚以内に収めること。)
- ✓ 仕様書に基づき以下の①～⑤を記載すること。

No.	項目	記載事項及び注意点
①	基本方針	本提案にあたっての応募者の基本的な考えを記載すること。
②	仕様書 3.業務内容(1.市民向け地球温暖化対策事業の企画及び実施①～⑤)について具体的な提案	令和2年度、令和3年度の実施内容を参考に具体的な内容を提案すること。
③	仕様書 3.業務内容(2.地球温暖化に関する緩和策・適応策などの環境教育や普及啓発の企画及び実施①及び③)について具体的な提案	それぞれのターゲットを明確に示し、効果を高める工夫をすること。
④	その他	その他、業務目的を達成するために有効な提案があれば、提案すること。
⑤	業務実施工程	提案する作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。

(3) 業務実績・業務執行体制調書(様式2～5)

① 提案者の概要(様式2)

- ✓ 「従業員」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ✓ 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ✓ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。(別紙での提出も可能とする。)また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。

- ② 提案者の業務実績（様式 3）
  - ✓ 平成 29 年度（2017 年度）以降に受注した本業務と同等の市民向け地球温暖化対策事業業務又はそれに類する業務等の実績を記入すること。
- ③ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式 4）
  - ✓ 「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。
  - ✓ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 29 年度（2017 年度）以降に担当した本事業と同等の市民向け地球温暖化対策事業業務又はそれに類する業務等のうち代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、技術など）を記入すること。（複数記入可）
- ④ 業務執行体制調書（様式 5）
  - ✓ 本業務の実施にあたってチームで取り組む体制及び特徴を記入すること。
  - ✓ 役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
  - ✓ 現在担当している業務数の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。
  - ✓ 主な勤務場所は都道府県名を記入すること。
  - ✓ 様式 5 のレイアウトは適宜に変更できるものとする。

(4) 見積書（様式自由）

令和 4 年度豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務見積書

- ・見積書は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・内訳書を添付すること。

(5) 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無（様式 6）

- ・該当の有無を記入すること。
- ・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しなどを添付すること。

8. 応募書類作成の際の参考資料

- ・令和 2 年度 豊中市市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業 報告書
- ・令和 3 年度 豊中市市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業 中間報告書
- ・令和 3 年度 チャレンジマイナス 70 推進協議会 議事録

※下記の提出先までご連絡いただければ、お渡しします。

- ・国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」市長宣言

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/tikyū\\_mati/gyouseinotorikumi/coolchoicesengen.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/tikyū_mati/gyouseinotorikumi/coolchoicesengen.html)

○豊中市トップ > まちづくり・環境 > 環境政策 > 地球温暖化対策

- ・気候非常事態共同宣言

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/tikyū\\_mati/gyouseinotorikumi/hijojitaisengen.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/tikyū_mati/gyouseinotorikumi/hijojitaisengen.html)

○豊中市トップ > まちづくり・環境 > 環境政策 > 地球温暖化対策 > 地球温暖化対策

- ・第3次豊中市環境基本計画、第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジ・マイナス70プラン）、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画、第2次豊中市みどりの基本計画等

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/kihonkeikaku/kankyo\\_kihonkeikaku.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/kihonkeikaku/kankyo_kihonkeikaku.html)

○豊中市トップ > まちづくり・環境 > 法令・条例・計画・発行物

- ・第3次豊中アジェンダ21

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/shiminkanyokatsudo/agenda21/toyonakaajenda21.html>

○豊中市トップ > まちづくり・環境 > 環境政策 > 市民の環境活動 > 豊中アジェンダ21

- ・豊中市環境報告書 とよなかの環境

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/hakkoubutu/kihonkeikaku/kanyouhoukoku/index.html>

○豊中市トップ > まちづくり・環境 > 法令・条例・計画・発行物 > 豊中市環境基

本計画・報告書 > 豊中市環境報告書 とよなかの環境

・とよなか環境 TV

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kouhou/t\\_channel/5ch/index.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/kouhou/t_channel/5ch/index.html)

○豊中市トップ > 市政情報 > 広報 > とよなかチャンネル

・「とよなかチャレンジャー(マイナス)70 プラン」ホームページ

<https://toyonaka5070.jp/>

#### 9. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募書類等は返却しない。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

#### 10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 一団体に複数の提案をした場合
- (9) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (10) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (11) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (12) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (13) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等によ

り、審査委員会が失格であると認めた場合

#### 11. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和4年（2022年）3月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の応募者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、提案をもとに市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。

#### 12. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は応募者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、応募者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

#### 13. 応募・質問・問合せ先（事務局）

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 豊中市環境部環境政策課 環境企画係

担当：草野、結城

T E L 06-6858-2127

F A X 06-6842-2802

E-mail [chikyu@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:chikyu@city.toyonaka.osaka.jp)